

策定にあたって

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために「いじめ防止基本方針」を定めるものである。

～いじめについての基本的な考え方～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するもので、決して許されない行為である。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめがどこでも、誰にでも起こりうるものという基本認識のもと、すべての児童を対象に、未然防止・早期発見・即時対応に取り組む。

**いじめ防止等のための全体計画****組織**

いじめ防止委員会 … 管理職・教務・生徒指導主事・養教・当該学級担任
 定例職員会議 … 全教職員で情報交換および共通理解
 職員研修 … 防止対策や早期発見の体制づくり
 職員打合せ … 全職員で情報交換及び共通理解

具体的取組

未 然 防 止	早 期 発 見	事象への対処
○わかる授業づくり ○学級活動の充実 ○道徳教育の充実 ○相談体制の整備 ○自己有用感の醸成 ○よさ発見(全校・学級)	○日々の観察と情報の共有化 ○アンケートの実施と教育相談 ○保護者や地域、関係機関との連携 ○Q-Uテスト(6・12月) (学級集団の状況把握)	○被害児童の安全確保と加害児童への適切な指導 ○再発防止のための支援と助言 ○実態把握と迅速な対応のための体制整備 ○重大事態の場合は、調査組織を設置する。

連携

家庭・地域 … 広報活動によるいじめ防止の啓発
 子ども園・峰浜小・八峰中 … 共通した取組
 広域スクールカウンセラー等 … 専門的知識を要する関係者による相談活動
 教育委員会・警察・児童相談所 … 重大事態への対処